白保育第２１号

令和２年４月２１日

保護者　各位

白井市長　笠井喜久雄

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」に係る市内保育所等の臨時休園について

　保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

市では、４月７日の緊急事態宣言時を受け、１０日、１７日と段階的に登園自粛を要請し、感染拡大防止対策を図りつつ開所を続けてまいりましたが、保育所の利用率は、国の示す接触割合８割減には至らず、このままでは、利用者に安全な保育を提供することが困難であり、市は、保育園等での集団生活における感染リスクを低減させることが急務であると考えます。

このことから、**原則として４月２３日（木）から５月６日（水）までの間、市内保育園等については、全園を臨時休園とさせていただきます**。

医療関係者をはじめ、安定的な生活の確保や社会の安定の維持のため、事業の継続が求められている方など、真にやむを得ない場合は特別保育の実施により対応を図ることとしますので、保護者の皆様におかれましては、お子様や園全体の安全のため、ご協力をお願いいたします。

記

1　臨時休園期間

　　令和２年４月２３日(木)から５月６日(水)

　　※緊急事態宣言の期間が延長された場合は期間を延長する可能性があります。

2　保育の利用について

**原則、保育所等の利用はできません。**

ただし、家庭での保育が著しく困難な場合のみ特別保育を行います。利用当日までに別紙「特別保育利用申請書」を利用する園に提出し、各園にご相談ください。

（提出日の保育の提供の有無、提出が遅れる場合等は、各園にご連絡ください。）

　　注1　保護者の状況等により、保育をお断りする場合があります。

　　注２　給食の提供については、各園において職員の配置が困難な場合等には提供を中止し、弁当等の持参をお願いすることがあります。

3　保育料等算定の特例と給食費について

（１）保育料について

※保育料の算定の特例については、４月８日以降緊急事態宣言が解除されるまでの間、継続して行います。

　①臨時休園後、登園時に「保育料算定特例申請書」を園に提出

　②園において、登園自粛日数を確認

　③園から市保育課へ、確認後の申請書を提出

　④提出された日以降の保育料（６月以降を予定）より、日割計算による差額分を差し引きます。

（２）給食費について

　各園において減免の対応を行います。ひまわりこども園：：4月は1食280円で日割りにします。

4　その他

　・5月7日以降の対応については、今後の状況により再度ご案内します。

　・臨時休園による家庭での保育の協力要請について、勤務先への文書が必要な場合は、

　　「事業者向け協力要請」をご利用ください。（市ホームページよりダウンロードできます。）

担当　白井市健康子ども部保育課

電話 047-497-3488

Email hoiku@city.shiroi.chiba.jp